

(仮称)枚方市立中学校給食センター整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	1	第1	5						対象校	【第一学校給食共同調理場 改修中（選択制給食）:中学校 19校・第一学校給食共同調理場改修後（全員制給食）:中学校 9校】との要件ですが、各配送校の受入条件・配送車は、改修後の9校を基本と対応する事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	3	第1	7	(1)					事業者の収入	「市は、事業者が実施する施設の建設への対価の一部として、あらかじめ定める額を本施設の引渡し完了後に建設一時支払金として事業者に支払う。」との記載がありますが、本件において通常の貴市発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件に建設業務に係る対価の一部を前払金として支出することは可能でしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。 また、貴市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払金制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いします。	所有権を市に移転する前にかかる資金は事業者負担です。
3	実施方針	3	第1	7	(1)					事業者の収入	事業者が実施する施設の建設への対価の一部として支払われる一時支払金は交付金及び記載調達額相当分の想定とのことですが、どの程度の額または率をお考えでしょうか。ご教示ください。	入札公告時に示します。
4	実施方針	4	第1	8						事業のスケジュール	設計・工事監理・建設期間は25か月の想定ですが、各業務の期間はグループ内で任意に設定できると考えてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	令和10年1月からの運営開始を遵守する限りは、ご理解のとおりです。
5	実施方針	5	第2	2	(1)					事業者の募集及び選定スケジュール	提案書類の受付入札のみでプレゼンテーション、ヒアリング等は行わない予定でしょうか。	プレゼンテーションの実施を予定しております。詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針	5	第2	2	(1)					事業者の募集及び選定スケジュール	表中にプレゼンテーションの記載がございません。プレゼンテーションは実施されるご予定でしょうか。ご教示下さい。	実施方針に関する質問回答No.5のとおりです。
7	実施方針	5	第2	2	(1)					事業者の募集及び選定スケジュール	入札公告時に予定価格も公表されるとの認識でよろしいでしょうか。公表される場合事業費の総額のみでしょうか。各事業の内訳もお示しいただけますでしょうか。	予定価格は、事後公表としております。
8	実施方針	5	第2	xz	(1)					事業者の募集及び選定スケジュール	8/21実施方針説明会、現場見学会ですが、出席出来ませんでした。出席しないこの事業には、参加できないのでしょうか？12月中旬の入札公告前に再度説明会は行われるのでしょうか？	前段について、出欠については参加資格要件ではありません。また、後段については、説明会の再度の開催は予定していません。
9	実施方針	6	第2	2	(2)	エ				入札公告及び入札説明書等の公表	入札公告の際に本事業の予定価格は公表されるご予定でしょうか。公表される場合に、事業費総額または各業務ごとの公表でしょうか。ご教示ください。	実施方針に関する質問回答No.7のとおりです。
10	実施方針	7	第2	3		エ					解体設計が無いのですが、アスベスト処理についてはどのように御考えでしょうか？解体設計なしだと見積書内容に各社差が出ます。	アスベスト処理については、入札公告時に示す既存資料等を基に必要と考える対応をお見込みください。解体設計については、解体工事の事前準備として事業者にて実施いただく予定です。
11	実施方針	7	第2	3	(2)	エ	a			入札参加者の参加資格要件	「設計企業は1者とし、以下の全ての要件を満たしていること。」とありますが、構成企業は1社との記載ですが協力企業やJVでの参加は認めて頂けますか。	構成員である設計企業は1者とします。当該設計企業は、市の承諾を受けて業務の一部を再委託することは可能です。一方、JVで構成員である設計企業となることはできません。
12	実施方針	7	第2	3	(2)	エ				入札参加者の参加資格要件	FA業務やSPC管理業務を担う企業を構成員とする際の個別参加資格要件は、「gその他企業の要件」を満たせばよい認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	8	第2	3	(2)	エ	b			入札参加者の参加資格要件	「工事監理企業は1者とし、以下の全ての要件を満たしていること」とありますが、協力企業・JVでの参加は認めていただけますか。	構成員である工事監理企業は1者とします。当該工事監理企業は、市の承諾を受けて業務の一部を再委託することは可能です。一方、JVで構成員である工事監理企業となることはできません。

(仮称)枚方市立中学校給食センター整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
14	実施方針	8	第2	3	(2)	エ	c			入札参加者の参加資格要件	「建設企業は 1 者とし、以下の全ての要件を満たしていること」とありますが、協力企業・JVでの参加は認めていただけますか。	構成員である建設企業は1者とします。当該建設企業は、工事の一部を下請負人に行わせることは可能です。一方、JVで構成員である建設企業となることはできません。
15	実施方針	8	第2	3	(2)		c・d			入札参加者の参加資格要件	建築工事の実績は、民間工事でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	10	第2	5	(3)					参加資格の確認及び失格要件	「落札者決定日の翌日から事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合」との記載がありますが、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合に、(1)(2)で適用される構成員の補充という手続きは行われないのでしょうか。ご教示ください。	原案のとおりとします。
17	実施方針	11	第2	7	(2)	ア				SPC設立等の要件	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
18	実施方針	14	第6	1	(3)					事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	本実施方針には記載がありませんが、本事業契約の締結にあたり、事業者による整備業務(設計・工事監理・建設業務)の履行を確保するため、通常の枚方市発注工事と同様に、事業者の債務不履行で枚方市が契約解除した場合の違約金に充当するものとして、整備業務に係る対価の100分の10以上の契約保証金の納付等を求める想定でしょうか。 その場合、契約保証金の納付手段として多くの選択肢を設けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を加えることは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
19	実施方針	14	第6	3						当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	「不可抗力その他市又は事業者の責めに帰することのできない事由」とありますが、不可抗力は自然災害・外部要因など通常の維持管理運営以外の要因との理解でよろしいでしょうか。他に考えがありましたらご教示願います。	記載のとおりです。
20	実施方針	14	第7							法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	本事業の業務を実施するSPC(特別目的会社)は、貴市の要求水準に基づき本施設の整備、維持管理及び運営業務を行うことのみを目的とする株式会社であり、あくまでも本事業は公共事業で事業主体は貴市であることから、SPCに事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	事業所税の課税対象となります。
21	実施方針	20	添付資料5	NO.4						税制変更	「事業者の利益に課される税制度の新設・変更等」は事業者の負担と記載がございますが、その中に消費税は含まれますでしょうか。	消費税の変更は、リスク分担表(案)No.5に含むものとします。
22	実施方針	20	別添資料5	NO.4						税制変更	「4・事業者の利益に課される税制度の新設・変更等」は事業者のリスクですが、法人事業所税は掛かりますでしょうか。また、金額もご教示願います。	前段については、実施方針に関する質問回答No.20のとおりです。後段については、市ホームページで確認してください。
23	実施方針	20	別添資料5	NO.8～9						住民対応	現在の近隣住民へ対応状況及び近隣住民の反応についてご教示ください。	地域の代表者へ、要求水準書(案)に示すとおり、事業者決定後に地域住民等への説明会を開催することを説明しています。
24	実施方針	20	別添資料5	NO.14～17						物価変動	「建設期間中における一定の範囲までの資材物価変動に伴う事業者の費用の負担」との記載ですが、一定の範囲をご教示ねがいます。	国土交通省の基準を準用することとしています。
25	実施方針	20	別添資料5	NO.14～17						物価変動	「維持管理・運営期間における一定の範囲までの物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減」との記載ですが、一定の範囲をご教示ねがいます。	現下の社会情勢等を踏まえて、協議を行うことを考えています。
26	実施方針	20	別添資料5	NO.14～17						物価変動	建設期間中における一定の範囲までの資材部か変動に伴う事業者の費用の増減は事業者負担となっておりますが一定の範囲とは具体的にどの程度範囲でしょうか。	実施方針に関する質問回答No.24のとおりです。
27	実施方針	20	別添資料5	NO.14～17						物価変動	物価変動リスクについて、適用される範囲は建設費用だけでなく調理設備費用も対象としていただけますでしょうか。	建設に関するものについては、国土交通省の基準を準用することとしています。それ以外については、現下の社会情勢等を踏まえて、協議を行うことを考えています。
28	実施方針	20	別添資料5	NO.14～17						物価変動	物価上昇についての考慮は、具体的にどのように御考えでしょうか？	実施方針に関する質問回答No.27のとおりです。

(仮称)枚方市立中学校給食センター整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
29	実施方針	20	添付資料5	NO.15						物価変動	「一定範囲を超える」と記載がございますが、具体的な指標をご教授ください。	実施方針に関する質問回答No.24のとおりです。
30	実施方針	20	添付資料5	NO.17						物価変動	「一定範囲を超える」と記載がございますが、具体的な指標をご教授ください。	実施方針に関する質問回答No.25のとおりです。
31	実施方針	20	別添資料5	NO.30						契約の未締結・遅延	議会の議決が得られない場合、市、事業者の両者の負担となっております。議決が得られない場合、契約締結の遅延、契約不能等が想定されますが、市及び事業者の負担方法についてご教示ください。	実施方針 別添資料5（P21）に ※2に記載のとおりです。
32	実施方針	20	別添資料5	NO.43～44						解体	既存建物の杭は、残置で宜しいでしょうか？	要求水準書（案）P33/2/（1）/イ/bに記載のとおりです。